

○児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>平成三十年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号から第四号まで」とする。</p>	<p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>平成二十七年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号又は第四号」とする。</p>